

# 西部地域包括支援センターだより

新年度を迎え、桜も咲く季節になりましたね。皆さまいかがお過ごしですか？

今月のテーマは『地域包括支援センターについて』  
と『介護保険Q&A』です。

地域包括支援センターは、高齢者の方や、高齢者を介護している方の身近な相談窓口です。皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるように、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が連携して、地域で総合的な支援を行います。

## 総合相談

生活の中で困っていることや心配なことの相談をお受けし、必要な制度の紹介や関係機関につなぎ支援します。

もの忘れ（認知症）についての相談もお受けします。



## 自立して生活できるように支援

要支援1又は2の認定を受けられた方や生活機能の低下がみられた方（事業対象者）のケアプランを作成します。

必要に応じ、地域の通いの場や生活支援サービスの紹介、介護予防事業へのご案内をします。

## 権利擁護


高齢者虐待の防止・早期発見や、消費者被害等の相談に、関係機関と連携して対応します。

認知症等のため、財産の管理や日常生活の契約について不安な方へ、成年後見制度の利用を支援します。

## 様々な方面から支えます

適切なサービスが提供されるように、ケアマネジャーへの助言や支援を行います。

皆様のお住いの地域や、介護・医療・福祉など様々な関係機関と連携し、安心して暮らしやすい地域にするためのネットワークづくりをします。

地域包括支援センターにご相談のある方は、まず電話を！！  
職員が不在のこともあります。必要に応じ、ご自宅に訪問もします。

## 『介護保険Q & A』（地域包括支援センターへ問い合わせの多い質問から）

Q 1: 介護保険とは、どのようなものですか？

A: 40歳以上の方で保険料を負担し、必要な方に給付する、社会全体で支える仕組みの保険です。

Q 2: どんなときに、申請すれば良いですか？

A: 病気やケガ等で、入浴、排泄、食事などの介護が必要になった時に申請します。



介護度に応じて使えるサービスが異なります。元気なうちに申請すると、いざサービスを使おうと思ったときに、身体の状態が変わっており再度調査が必要になる場合があります。

Q 3: 要介護度とは？

A: 日常生活の中でどの程度の介護（介助）を必要とするかを示す物差しです。

**要支援：**生活の一部に介助が必要だが、心身の機能維持・改善が見込める状態。

**要介護：**日常生活の多くの場面で介護を必要とする度合いが高い状態

Q 4: 医療保険と介護保険はどう違いますか？



	医療保険	介護保険
条件	病気やケガの時、誰でも使える	介護認定を受けた方
目的	健康等の維持のため医療費負担を軽減	その人らしい生活を送るために必要な介護費負担を軽減
サービス	診察や検査、薬の処方、入院手術等	主に生活に関するサービス

詳しくは、お住いの地区の地域包括支援センターでお聞きください。

### 認知症思いやり相談

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。

予約は相談日の2週間前までをお願いします。（先着順）

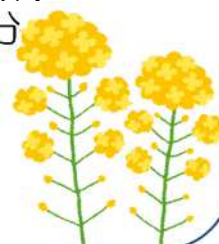
日時： 5月24日（金）午後1時30分～午後4時30分

会場： 市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 福祉担当（電話 34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで



西部地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）  
電話 87-1572 FAX 87-1573